

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	高齢者・子育て世帯向け物価高騰対策商品券事業	①エネルギー・食料品等価格の物価高騰の影響を受けている高齢者及び子育て世帯への支援と町内事業者への経済的影響の緩和を行う。 ②商品券発行及び換金に係る経費 ③経費総額94,000千円 需要費2,256千円、役務費11,544千円、委託費200千円、商品券換金負担金80,000千円(16,000人×5千円) ④令和8年6月1日現在、町に住民登録がある65歳以上の方及び平成20年4月2日から令和8年6月1日までに出生した子育て世帯の児童	R8.7	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食費無償化物価高騰対策支援事業	①小学校の児童にかかる給食費の無償化を行い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。ただし、国及び県からの基準額に基づく支援額を超える部分について本交付金を活用する。 ②需用費 ③児童数×給食日数(11か月分)×1食あたりの額-国及び県からの支援額 事業費 2,069人×187日×(275円(据置額)+87円(高騰額))= 140,059千円 支援額 2,069人×11か月×5,200円=118,347千円 140,059千円-118,347千円=21,712千円 ④町内公立小学校へ通う児童の保護者(教職員分除く)	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	幼稚園・中学校給食費保護者負担抑制物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響による学校給食費の値上げについて、値上げ分を公費で負担することにより、保護者が負担する給食費を据え置きとすることで経済的負担の軽減を図る。 ②需用費 ③園児・生徒数×給食日数(11か月分)×1食あたり値上げ額 ・幼稚園児 418人×187日×87円= 6,801千円 ・中学生 1,020人×187日×87円=16,595千円 計23,396千円 ④町内公立幼稚園・中学校へ通う園児・生徒の保護者(教職員分除く)	R8.4	R9.3